

# 欧州の法制度の総括

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

筆者は、これまで、欧州のそれぞれの国・地域（以下「国」と総称する場合がある）の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、欧州の法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

欧州の法制度は、歴史が古く、欧州内だけでなく世界各国の法制度にも大きな影響を及ぼしてきた。欧州の法制度は、現在でも、先進的な内容を含んでいることが多いため、欧州の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

## II 欧州で比較的多くの国・地域が採用している特徴的な制度

### 1 女性の王位継承権

欧州には、立憲君主国が意外に多い。王位を継承できる者は男性に限るのか、それとも、女性も王位を継承することができるのかという点については、各国においてさまざまな議論が行われてきたところであり、どちらが正解というものでもない。しかし、本稿の執筆のための調査の結果、女性の王位継承権を認める国が意外に多いということが判明した。しかも、従前は男性にのみ王位継承権を認めていたが、比較的最近になって、女性にも王位継承権を認めるように憲法又は法律を改正したという国がいくつもあるということが判明した。

改正年の古い方から紹介すると、デンマークでは、1953年改正前は、王位継承権は男性に限られていた。ところが、当時の国王であったフレデリック9世に男子が無かったため、女性の王位継承権が認められるように改正された<sup>2</sup>。

スウェーデンでは、従来は、王位継承は男性に限定されていた。しかし、「王位継承法」の1979年改正により、女性にも王位継承が認められることとなった<sup>3</sup>。

オランダでは、男女平等を王位継承権に適用するため、1983年の憲法改正により、男系優先主義を改めた。オランダでは、最近まで過去3代、女王の時代が続いた<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 畑博行著「デンマーク」（『世界の憲法集 第四版』（有信堂、2009年）所収）263頁。

<sup>3</sup> 山岡規雄著「各国憲法集(1) スウェーデン憲法」（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2012年）8頁。

<sup>4</sup> 『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』（衆議院ロシア等欧州

ノルウェーでは、従来は、王位継承は男性に限定されていた。しかし、1990年の憲法改正により、男女平等主義に変更された。ちなみに、ノルウェー憲法は、「胎児」にも王位継承権を認める明文規定を置いていることが注目される（6条2項）。

ベルギーでは、従来は、王位継承は男性に限定されていた。しかし、1991年の憲法改正後は、女性にも王位継承権が認められている。

モナコでは、2002年の憲法改正により、女性への公位継承が認められた（但し、男子が優先継承権を有する）。なお、1918年のフランス・モナコ保護友好条約の中では、モナコに男子の公位継承者がいない場合、モナコがフランスに編入されることが規定されていたが、2005年に締結されたフランス・モナコ友好協力条約では、グリマルディ家に公位継承者がいなくなっても、モナコの存続をフランスが保障することが規定された。

## 2 一院制

欧州各国の議会には、二院制を採用している国と一院制を採用している国とがある。本稿の執筆のための調査の結果、一院制を採用している国が意外と多いことが判明した。

一院制を採用している国としては、例えば、ギリシャ、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、アイスランド、アルバニア、ルクセンブルク、ハンガリー、ブルガリア、スロバキア、モルドバ、リトアニア、ラトビア、クロアチア、セルビア、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、モナコ等である。北欧の国々、東欧革命を経て新しい国づくりをしている国々、比較的小さい国々が多いように思われる。とくに北欧の国々については、従前は二院制を採用していたにもかかわらず、比較的最近になって一院制に変更したことが判明した。

改正年の古い方から紹介すると、デンマークの議会については、従前は、二院制が採られていたが、1953年の憲法改正により、一院制に変更された。

スウェーデンの議会については、従前は、二院制が採られていたが、1971年の統治法の改正により、一院制に変更された。

アイスランドの議会については、従前は、二院制が採られていたが、1991年の憲法改正により、一院制に変更された。

ノルウェーの議会については、従前は、二院制が採られていたが、2007年の憲法改正により、一院制に変更された。ちなみに、ノルウェーの議会は、ノーベル平和賞の受賞者を決定するノーベル・ノルウェー委員会の委員を選出するという機能を有する。

近時、日本では、人口が減少傾向にあり、「少子高齢社会」が到来しているが、これからの「右肩下がり時代」の日本の国のあり方を考える場合、二院制をやめて、一院制に変更することも、検討に値するのではなかろうか。現在の国会議員及び地方議会議員の人数は多すぎるのではないかと、また、都道府県は本当に47も必要なのか、都道府県を統合して数を減らした方がよいのではないかと等々の点とともに、真剣に考えていかなければならない課題だ

---

各国及びイスラエル憲法調査議員団、2001年）207頁。

と思われる。

### 3 憲法裁判所

欧州では、かなり多くの国で、通常事件を審理する司法裁判所とは別に、法令の違憲審査を行う憲法裁判所が設置されている。例えば、ドイツ、スペイン、イタリア、オーストリア、ポルトガル、ルクセンブルク、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、モルドバ、ラトビア、スロベニア、クロアチア、セルビア、モンテネグロ等である。

とくに、オーストリアの「憲法裁判所」は、他の多くの国で導入された憲法裁判所のモデルとされてきた。

### 4 オンブズマン

欧州では、かなり多くの国で、行政機関や裁判所等の活動を監視し、国民の人権を擁護する役割を担うオンブズマン（名称は、「人権擁護官」、「護民官」等のように、さまざまなものがある）が設置されている。例えば、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スペイン、オーストリア、オランダ、アルバニア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア、リトアニア、スロベニア、クロアチア、セルビア、モンテネグロ等である。北欧の国々、東欧革命を経て新しい国づくりをしている国々が多いように思われる。

オンブズマンは、スウェーデン語では「ombudsman」といい、本来これは「代理人」を意味する言葉である。スウェーデンの実質的意義の憲法の一つである統治法 13 章 6 条が規定する「議会オンブズマン」（スウェーデン語では「Riksdagens ombudsman」）とは、国及び地方レベルの行政機関及び裁判所が、法令を遵守し、義務を履行しているか否かを監視する機関である。任期は 4 年、定員は 4 名である。

デンマークでは、1953 年の憲法改正により、オンブズマンの制度が導入された（55 条）。スウェーデン及びフィンランドにおいて既に採用されていた制度を取り入れたものである<sup>5</sup>。

オーストリアの連邦憲法も、オンブズマン制度について規定している。これは、行政機関に対する国民の苦情の処理、行政機関の活動に対する監視・告発等を行うことを職務とする。オンブズマン委員会は 3 名の委員で構成される（任期は 6 年）。

### 5 レファレンダム（国民投票）

欧州では、かなり多くの国で、レファレンダムの制度が採用されている（例えば、スイス、デンマーク、ポーランド、リトアニア等）。

レファレンダムとは、国民に、提案された憲法改正や国際機関への加盟等についての賛否を問うために投票してもらう制度である。

しかし、一口に「レファレンダム」と言っても、その要件及び効果については、さまざま

---

<sup>5</sup> 畑・前掲書 263 頁。

なものがあり得る。

大きく分けて、「義務的レファレンダム」（例えば、憲法改正案や法律案につき可否を決するために行われ、国民投票の結果が法的拘束力を持つもの）と、「任意的レファレンダム」（例えば、国の重大事項につき、諮問的な国民投票が行われるが、国民投票の結果は法的拘束力を持たないもの）がある。

前者の「義務的レファレンダム」としては、デンマーク憲法 42 条等におけるレファレンダムの制度を挙げることができる。例えば、法律案に対して賛成か反対かという点についての国民投票を行った結果、投票者の過半数で、かつ有権者の 30%以上の者が反対投票をした場合、当該法律案は否決されたものとして取り扱われる（42 条 5 項）。その他、国際機関への権限委任の場合（20 条）や、憲法改正の場合（88 条）にも実施される。

後者の「任意的レファレンダム」としては、2011 年に、ギリシャのパパンドレウ首相が経済危機に対する包括対策の是非をめぐり、諮問的な国民投票を実施すると表明したが、ユーロ圏の外国及び国内からの批判が大きくなったため、最終的に、国民投票の実施を断念した事案がある<sup>6</sup>。また、2016 年に実施された、英国の EU 離脱（Brexit）の是非を問う国民投票において、EU 離脱が多数という結果となったが、当該国民投票の結果には法的拘束力が無い（但し、事実上は、当該結果を尊重し、英国政府は EU 離脱に向けた手続きを進めようとしている）という事案も、「任意的レファレンダム」の例として挙げることができよう。

## 6 特定の宗教宗派の特別扱い

欧州の各国の憲法の中には、特定の宗教宗派について言及し、これを至高のものとして称える規定がみられることがある。また、特定の宗教宗派の教義に従って、離婚や妊娠中絶を禁止又は制限する規定もみられることがある。とはいえ、憲法の中では、信教の自由の保障に関しても規定されているため、当該特定の宗教宗派を信じることを押し付けられるものではないと思われる。

### （1）アイルランド

カトリック信者の多いアイルランドの憲法には、「国は、公の信仰の誓いが全能の神に捧げられるべきものであることを承認する。国は、神の御名を崇敬し、かつ、宗教を尊重し、及びこれに敬意を払わなければならない。」（44 条 1 項）等と明文で規定されていることにもみられるように、憲法の至る所に、キリスト教への賛辞が散りばめられている。

従前、アイルランド憲法は、離婚を禁止していたが、1996 年の改正により、離婚及び再婚が可能となった（41 条 3.3 項）。離婚の要件は、①4 年間の別居、②和解の見込みが無いこと、③子どものための適切な用意がされていることである。

また、アイルランドの裁判所は、従前、憲法 40 条 3 項が妊娠中絶を禁止していると解釈

---

<sup>6</sup> カライスコス・アントニオス著『各国憲法集(5) ギリシャ憲法』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2013 年）14～15 頁。

していたが、その後、母親が自殺するおそれがある場合には、妊娠中絶を認めなければならないと判示するに至った。さらに、最近の動きとして、妊婦の生命が危険にさらされている場合又は妊婦が自殺するおそれがある場合には、妊娠中絶を認めるという法案が議会を通過した。これは、2012年に、アイルランドに住むインド出身の女性が、流産しかかっており強い痛みを訴えたにもかかわらず、中絶手術を拒まれたため、敗血症で亡くなった事件がアイルランドで大論争となり、法改正のきっかけとなったものである。なお、憲法40条3項によれば、外国への移動の自由、及び外国で利用できるサービスを知る権利も認められているところ、中絶手術を希望する多くのアイルランド女性が、実際にイングランドに行って中絶手術を受けていることが多いといわれている。

以上のように、アイルランドにおいても、現在では、一定の要件の下で、離婚及び妊娠中絶が可能となっている。

## (2) ポーランド

ポーランド憲法においては、「カトリック教会」及び「ローマ法王庁」について特記されている(25条4項)。それとともに、ポーランド憲法には、宗教に対する国家の中立性が明記され、他の宗教を信仰する自由の保障についても規定されている(25条1項～3項、53条)。ちなみに、ポーランド国民の約90%はカトリック信者であるといわれている。

## (3) ギリシャ

ギリシャの憲法は、「ギリシャの支配的な宗教は、キリスト教の東方正教会である。」という規定から始まる(3条)。このように、ギリシャの憲法には、ギリシャ正教会に関する特別の規定がいくつか置かれている。例えば、3条3項によると、聖書の原文は不変に維持されるべきものであり、異なる言語に公式に翻訳することは、ギリシャの完全自治独立教会及びコンスタンティノーブルのキリスト大教会の事前の承認を得ない限り、禁止されている。

## (4) デンマーク

デンマーク憲法においては、福音ルーテル教会が国教とされており(4条)、国王も福音ルーテル教会の会員でなければならない(6条)と規定されている。

## (5) アイスランド

アイスランド憲法においては、福音ルーテル教会が国教会とされており、国家により維持・保護されるべきものとされている(62条1項)。但し、全ての国民は、公序良俗に反しない限り、宗教団体を組織し、自己の信じる場所に従い宗教活動を行う権利を有する(63条)とも規定されている。

## (6) ノルウェー



ノルウェー憲法においては、従前は、福音ルーテル派キリスト教が国教とされ(2条2項)、国王は「この宗教を維持及び保護する」(4条後段)ものとされ、「政府閣僚の半数以上は、国教を信仰していなければならない」(12条2項)との規定があった。しかし、2012年の憲法改正により、これらの規定はいずれも削除された。

## (7) 私見

日本国憲法の政教分離原則を念頭に置いて上記のような各規定をみると、かなり違和感がある。日本では、おそらく、特定の宗教宗派について言及する規定を憲法に置くことは、認められないと思われる。

## 7 国防

欧州では、多くの国で、国防に関する規定(兵役の義務、徴兵制等)が憲法に規定されている。例えば、スイス、オーストリア、イタリア、アルバニア、ロシア、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、エストニア、クロアチア、セルビア等である。

### (1) イタリア

イタリア憲法52条は、1項において、「祖国の防衛は市民の神聖な義務である。」と規定するとともに、2項において、「兵役の義務」を規定している。徴兵制は、平時は停止されているが、戦時と特別の危機の場合においては行われ得る<sup>7</sup>。戦争の否認に関する11条は、「イタリアは他の人民の自由を侵害する手段及び国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する。イタリアは、他国と等しい条件の下で、各国の間に平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的をめざす国際組織を推進し、助成する。」と規定している。

日本と同じ敗戦国であるイタリアにおいて上記のような規定が憲法に置かれていることは、注目に値する。

### (2) オランダ

オランダ憲法は、オランダ王国の防衛及び国際的法秩序を促進するために、軍隊を認めている(97条1項)。軍隊の最高指揮権は、政府にある(97条2項)。なお、徴兵制度が形式上存在しているものの、1997年1月1日以降、停止されている<sup>8</sup>。良心的兵役拒否に関する規定も置かれている(99条)。

### (3) スイス

スイスは永世中立を宣言している。よって、他国から軍事攻撃を受けた場合でも、外国に

<sup>7</sup> 『イタリア共和国憲法概要』(参議院憲法調査会事務局、平成13年6月)6頁。

<sup>8</sup> 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』217～220頁。

頼ることはできず、「自分の国は自分で守るしかない」ということになる。

そこで、スイス憲法には、「安全保障、国防、民間防衛」に関する規定がおかれている（57条～61条）。主なものを挙げると、「スイスは軍隊を有する。軍隊は、基本的には民兵の原則に基づいて組織される」（58条1項）、「全てのスイス人男性は、兵役に就くことを義務付けられる」（59条1項前段）、「武力紛争の影響から人と財産を守ることを目的とする民間防衛に関する立法は、連邦事項である」（61条1項）等の規定がある。これらの規定から考えると、スイスは、「中立」という言葉が使われていても、いわゆる「非武装中立」とは全く異なる制度を採用していることが分かる。

#### （４）オーストリア

オーストリアは、「包括的な国土防衛」という立場をとる（連邦憲法9a条1項）。連邦軍が軍事的な国土防衛を行う（79条1項）。オーストリアでは、男性の国民は兵役義務を負い、女性の国民は任意に軍人として役務を行う（同条3項）ものとされている。また、良心的兵役拒否が認められているが、兵役を拒否し又は免除された者は、代替役務（文民役務）を行わなければならない（同条4項）。

#### （５）スウェーデン

スウェーデンの実質的意義の憲法の一つである「統治法」15章は、戦争に関する規定を置いている。国の防衛に関しては、15章13条が、「政府は、国に対する武力による攻撃に対抗し、又は国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、国の防衛軍を配備することができる。」（1項）、「政府は、防衛軍に対し、平時又は外国間の戦争時において国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、武力を行使することを指示することができる。」（2項）と規定している。また、軍隊の出動に関しては、15章16条が、「政府は、議会により承認された国際的義務を履行するために外国にスウェーデンの武装した軍隊を派遣し、又はその他の方法で当該軍隊を出動させることができる。」（1項）と規定している。

実際にも、スウェーデンは、国連の平和維持活動（PKO）にも積極的に参加しており、旧ユーゴスラビアに兵士を派遣した等の実績がある。このように、スウェーデンの中立政策は、決して「非武装中立」ではなく、自国防衛はもちろんのこととして、必要であれば、外国への軍隊派遣も辞さないというものである。また、スウェーデンの外交のもう1つの側面は、積極的外交政策ということである。即ち、スウェーデンは、軍縮問題への関与や第三世界への支援等を積極的に行い、世界平和への積極的な努力を行ってきた。積極的外交政策により世界平和を実現することこそが、中立政策をとるスウェーデンにとっての安全保障に繋がると考えられるためである。

#### （６）フィンランド

フィンランド憲法によると、フィンランドに対する武力攻撃に際し必要とされる場合、又

は国家を脅かし武力攻撃と同程度の深刻な状況を引き起こすおそれのある緊急事態のある場合、法律の定めるところにより、基本権及び自由が暫定的・例外的に制限されることがある（23条）。なお、全てのフィンランド市民は、国防に参加・支援する義務を負うが（127条1項）、良心的兵役拒否が認められている（同条2項）。兵役に関する法律によれば、18歳以上28歳以下の男子には、6か月から12か月の徴兵訓練が義務付けられている（女子は志願すれば参加できる）。良心的兵役拒否により代替役務に就く者は、全体の約8%である<sup>9</sup>。

#### （7）デンマーク

デンマーク憲法によると、肉体的・精神的に健常である男子は、自ら国家の防衛に貢献する義務を負う（81条）。原則としては兵役義務を負うが、良心的兵役拒否が認められており、他の役務で代替することが可能である。

#### （8）アイスランド

アイスランドは、非核・非武装国家を標榜している（但し、180人の準軍隊が存在する）。しかし、アイスランドは1949年からNATOの原加盟国であり、1951年から2006年までの間は、米国の空軍基地がアイスランドに存在していた<sup>10</sup>。また、米国との間で二国間の防衛協定が締結されており、有事の際には米国がアイスランドを防衛することが保障されている<sup>11</sup>。

#### （9）チェコ

1993年の独立後、「欧州への回帰」を目指してきたチェコの憲法は、安全保障について詳細な規定を置いており、とくに、個別的自衛権だけでなく、集団的自衛権を明記していることが注目される<sup>12</sup>。即ち、チェコが武力攻撃を受けたとき又は侵略行為に対し共同防衛に関する国際条約上の義務を果たす必要があるときは、議会は、宣戦布告を決定し（43条1項）、①チェコの領域外へのチェコ軍の派遣、②他国の軍隊のチェコでの駐留を承認する（43条3項）。これらの事項の議決には、下院と上院それぞれの総議員の過半数の同意が必要である（39条3項）。そして、内閣は、①チェコの領域外へのチェコ軍の派遣、②他国の軍隊の60日以内のチェコでの駐留、③他国の軍隊によるチェコの領土又は領空の通過、④チェコの領域外における軍事演習へのチェコ軍の参加及びチェコの領域内における軍事演習への

<sup>9</sup> 「フィンランド共和国憲法」（『衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』（2004年）所収）106頁。

<sup>10</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）324～325頁。

<sup>11</sup> 「アイスランド共和国 基礎データ」（外務省、2015年）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iceland/data.html#section3>

<sup>12</sup> チェコは、1999年にNATOに加盟した。



他国の軍隊の参加について、決定を行う（43条4項・5項）。また、「チェコ共和国の安全保障に関する憲法的法律」<sup>13</sup>には、国防に従事する義務（3条2項）、徴兵制（3条）、非常事態（5条～6条）、国家緊急事態（7条）及び国家安全保障会議（9条）等に関する規定が置かれている。

#### （10）ハンガリー

ハンガリー基本法は、国防軍、警察・国家安全保障庁、軍事行動及び特別法秩序のように、国家の安全に関する規定を詳細に定めている（45条～54条）。

#### （11）リヒテンシュタイン

リヒテンシュタインは、1867年に永世中立国となり、1868年には軍隊を廃止した。但し、スイス軍が、1919年に交わした合意に基づき、リヒテンシュタインを防衛することとなっている。リヒテンシュタインは、第一次・第二次世界大戦の間も、非武装中立政策を貫いた<sup>14</sup>。リヒテンシュタイン憲法は、国民に対し、自国防衛義務を課している（44条）。即ち、「①武器を保有する全ての者は、60歳に達するまでは、緊急事態における自国の防衛に奉仕する責任がある。この緊急事態以外に、警察部隊及び国内秩序の保全の条項に必要な限りを除いては、軍隊を編成又は保持しない。詳細は、法律でこれを定める。」と規定している<sup>15</sup>。

#### （12）モナコ

モナコには警察組織はあるものの軍事組織は無いが、フランスがモナコの防衛を保障している。なお、2005年のフランス・モナコ友好協力条約により、フランスがモナコに軍を派遣するには、緊急事態の場合を除き、モナコの要請及び同意が必要となった<sup>16</sup>。

#### （13）私見

以上に紹介したような欧州の各国の憲法の規定をみると、いずれも、「自国の平和を守る」という当然の理念に立って、具体的な規定が置かれており、あまり違和感はない。

同じ敗戦国であるイタリアの規定と比べても、日本国憲法9条の規定はあまりにあっさりし過ぎており、外国の脅威に対する警戒心が微塵も感じられず、「これだけで大丈夫か？」と心配になってしまう。日本国憲法9条は、「いざとなれば、米軍か国際連合が守ってくれ

<sup>13</sup> 「チェコ共和国憲法等（仮訳）」（『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（衆議院、2013年）所収）308～309頁。

<sup>14</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）384頁。

<sup>15</sup> 齋藤康輝著「世界の憲法（1）立憲君主国の憲法」（『朝日法学論集 第43号』（朝日大学、2012年）所収）117頁。

<sup>16</sup> 「モナコ公国 基礎データ」（外務省ウェブサイト）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/monaco/data.html>

る」という前提でのみ、成り立つ規定であろう。

## 8 同性婚、登録パートナーシップ制度

欧州では、多くの国で、同性婚や登録パートナーシップ制度が憲法に規定されている。同性婚を認めた順序で紹介すると、以下のとおりである。

オランダは、世界で最初に同性婚を認めた国である。また、オランダには、「登録パートナーシップ」という制度もある。これは、法律婚とは異なる新しいタイプの制度であり、パートナーシップ登録を行うと、相続、税金、社会保障等の面において、婚姻と同様に扱われる制度である。異性のカップルだけでなく、同性のカップルでも利用でき、養子縁組も認められる。

ベルギーは、2003年に、オランダに続いて2番目に、同性婚を認める国となった。

ノルウェーでは、1993年に、「登録パートナーシップ法」が成立した。2008年には、同性婚を認める法律も制定された。

ポルトガルは、全人口の90%以上がカトリック信者であるにもかかわらず、同性婚法を2010年6月5日より施行しており、欧州で6番目に同性婚を認める国となった。

スウェーデンは、2009年、性別に中立な挙式執行による婚姻、即ち、同性婚を認めるに至った。これにより、スウェーデンは、世界で7番目に、同性婚を認める国となった。これに伴い、「登録パートナーシップ法」は存在意義を失ったため、廃止されることになった<sup>17</sup>。

アイスランドでは、2010年に、同性婚を認める法改正が行われた。これにより、「登録パートナーシップ法」は廃止された<sup>18</sup>。

デンマークは、1989年に世界で初めて、「登録パートナーシップ法」を成立させた。2012年には、同性婚を認める法改正が行われた（2012年6月15日施行）。

## 9 予審判事

欧州では、予審判事制度を採用している国も少なくない。例えば、フランス、スペイン、オランダ、モナコ等である。

予審判事とは、捜査段階において、被疑者への質問や証拠調べ等を行い、公訴提起の可否につき検討を行い、管轄裁判所における公判に付するか否かを決定する判事をいう。日本でも、戦前は、旧刑事訴訟法により予審判事制度が採用されていた。

例えば、オランダでは、予審判事が、被疑者への尋問や証拠の取調べ等を行い、公訴提起の可否につき審理を行い、作成した報告書を検察官に送付する。公訴が提起されると、公判が開かれる。公判前に一件記録が裁判官に送付されており、裁判官をそれらの記録を精読し

<sup>17</sup> 井樋三枝子著「【スウェーデン】同性愛及び挙式に関する改正法」(『外国の立法 No.239-2』(国立国会図書館 調査及び立法考査局、2009年5月))。

<sup>18</sup> Dwyer Arce 著「Iceland parliament approves same-sex marriage legislation」  
<http://jurist.org/paperchase/2010/06/iceland-parliament-approves-same-sex-marriage-legislation.php>

たうえで公判に臨む。

## 10 保安処分

欧州では、多くの国で、保安処分制度が採用されている。例えば、スペイン、スイス、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、アイスランド、ポーランド等である。保安処分とは、再犯の危険に対処するために、刑罰に代え又は刑罰を補充するものとして、自由の剥奪・制限等を行う処分のことである。

例えば、スイスは、保安処分を認めており、性犯罪者又は暴力犯罪者が極めて危険で治癒の見込みがないと鑑定により判断された場合、終身間拘禁すべきものとされている。

また、スペインでは、「陪審制にあっても、責任無能力者等に対して保安処分の言渡しが行なわれ得る」とされていることは注目される<sup>19</sup>。

## III 他国の法制度への影響（法の継受）

### 1 フランス法（とくにナポレオン法典）の影響・継受

フランス法は、ローマ法並びにフランス全土の慣習法及び封建法を起源とするが、フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受ける等して独自の発展を遂げてきた。とくに、ナポレオンが主導して、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が編纂されたことは画期的であり、近代の諸外国にとっての模範となった。ナポレオン法典は、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、イタリア、ポルトガル、スペイン、等のヨーロッパ諸国の他、ラテンアメリカ諸国等の法制度に大きな影響を与えた。

例えば、ベルギーは、1797年にフランスに併合されたため、ナポレオン民法典がそのままベルギーでも適用された。ベルギーが1815年にネーデルラント連合王国となった後も当該民法典は存続し、その状況はベルギーがネーデルラント連合王国から独立した後も変わらなかった。こうしたことから、ベルギー民法典は、一部の改正を経ながらも、現在でも基本的には、ナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている<sup>20</sup>。

中世以降、多数の領邦国家に分裂していたイタリアは、ナポレオンに支配されることとなり、フランスの強い統制の下に近代化を実現した。その結果、イタリアの法制度は、フランスの法制度の影響を大きく受けることとなった。近代国家としてのイタリアの歴史は、1861年にイタリア王国が成立した時に始まる。1865年に制定された民法典は、ナポレオン民法典に酷似していた。1865年民法典は、ナポレオン民法典に倣い、「第1編 人」、「第2編 物、所有権及びその変容」、「第3編 所有権その他物に関する権利の取得及び移転の方法」という構成となっていた。

モナコでは、1793年から1814年までのフランスに併合されていた間に、ナポレオン法

<sup>19</sup> 森下忠著「スペインの陪審制度（上）」（『判例時報 2095号』所収）37頁。

<sup>20</sup> 中原太郎著「ベルギー」201頁。[www.moj.go.jp/content/000083172.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000083172.pdf)

典が適用されていた。当時の法制度は今日のモナコの法制度の基礎を形成している。現在のモナコにおいては、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、商法典等があるが、いずれも、フランスの法典を基礎にしている<sup>21</sup>。

ナポレオン法典はなぜ、これほど広く他国に影響を及ぼし、継受されたのであろうか？その理由は、「ナポレオンの軍事的威光」や、「内容の優秀性」もあろう<sup>22</sup>が、ナポレオン法典が編纂された19世紀初めに降という時代は、ちょうど、近代国家形成の時期にあたっていたというタイミングの要因が大きかったと思われる。

## 2 ドイツ法の影響・継受

ドイツ法を継受した国としては、欧州では、ギリシャ、ポルトガル等が挙げられる。フランスのナポレオン法典を継受した国と比べると、ドイツ法を継受した国は少ない。その理由は、ドイツ民法典が公布された1896年当時においては、既にナポレオン法典を継受した国が多かったこと、パンデクテン体系のようなドイツ法の理論的厳密性が嫌気されたこと等が挙げられよう。

ギリシャ法は、多くの法分野において、ドイツ法の影響を強く受けてきた。ギリシャの研究者の多くは、ドイツに留学し、ドイツ法を学んだ<sup>23</sup>。ギリシャの民法典は、ドイツ法の強い影響の下に成立し、パンデクテン体系を採用している（全2035条）。民法典の起草にあたっては、ドイツ民法典を主としつつ、スイスの民法典及び債務法典、フランス民法典並びにオーストリア民法典等も参考とされ、その結果、ギリシャ独自の民法典が完成された。また、ギリシャの最初の民事訴訟法典は1832年に制定・公布された。これは、当時の摂政の1人であったミュンヘン大学のマウラー教授により編纂されたものであり、当時のバイエルン民事訴訟法草案及びドイツ普通法民事訴訟法を基礎としていた。マウラーの民事訴訟法は、その後長きにわたりギリシャで適用され続け、1967年に現行の民事訴訟法典ができるまで続いた<sup>24</sup>。ギリシャの民事訴訟法典を起草したマウラーは、刑法典と刑事訴訟法典をも起草した。ドイツ法の強い影響の下で制定されたギリシャの1950年の刑法典及び刑事訴訟法典は、いずれも1951年に施行された。これにより、ドイツ刑事法の諸概念が、ギリシャにもたらされた<sup>25</sup>。

ポルトガルの最初の民法典（1867年）は、フランスのナポレオン民法典をモデルとして制定されたものであったが、ほぼ1世紀後に制定されたポルトガルの新しい民法典（1966年）は、法典の体系、総則の存在等の主要な点において、とくにドイツ法の影響を強く受け

---

<sup>21</sup> 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』) (JURIS) 5頁。

<sup>22</sup> 五十嵐清著『比較法ハンドブック』(勁草書房、2010年) 131頁。

<sup>23</sup> 中村英郎編『ギリシャの民事訴訟法学』(成文堂、1999年) 2～3頁。

<sup>24</sup> 中村英郎・前掲書2～3頁。

<sup>25</sup> 森下忠著「ギリシャの宝」(『判例時報 1156号』(判例時報社、1985年) 所収) 36頁。

たものである<sup>26</sup>。ポルトガル民法典の体系としては、ドイツ民法典のパンデクテン体系が採用されている。即ち、「第1編 総則」、「第2編 債務法」、「第3編 財産法」、「第4編 親族法」、「第5編 相続法」という体系となっている<sup>27</sup>。ポルトガル民法典には、「人格権」に関する章があり、詳細な規定が置かれている。そこでは、ドイツ法の影響を受けて、一般的人格権が規定されている。

### 3 スイス法の影響・継受

スイス民法典は、ドイツ民法典の強い影響を受け、1907年12月10日に制定され、1912年1月1日に施行された（その後も、幾度もの改正を経ている）。

スイス民法典は、1926年に制定されたトルコ民法典に対して強い影響を与えた<sup>28</sup>。スイス民法典は、親族法及び相続法だけでなく、物権法を含むものであるが、債務法については、別の法典であるスイス債務法典が1911年に制定されている。スイス債務法典は、その内容に契約法、会社法、手形小切手法等を含んでいることから分かるように、民法と商法を統合したものであり、その制定以降、多くの国の立法に影響を及ぼした。最近日本で検討されている「債権法改正」の議論において、スイス民法典及びスイス債務法典の体系及び内容が改めて注目されている。

リヒテンシュタイン法は、スイス法、オーストリア法及びドイツ法の影響を強く受けている。リヒテンシュタインの刑法は、スイスの刑法が基本とされている。

ラトビア民法典は、1937年に、スイス及びドイツの民法典の影響を受けて制定された。ソ連による「編入」の時代を経て、1991年の独立後は、再び、1937年民法典が適用されている。

2000年に制定されたリトアニア民法典も、スイス民法典の影響を受けて策定されたものである。この新しい民法典は、2001年から施行されている。

### 4 オーストリア法の影響・継受

オーストリアは、かつてはハプスブルク家の興隆により神聖ローマ帝国及びオーストリア＝ハンガリー帝国の中核地域となり、英国、フランス、ドイツ及びロシアと並ぶ五列強の

---

<sup>26</sup> アンドレ・ペレイラ著（加賀山茂監訳、今尾真ほか訳）「ポルトガル民法典——素描」（『明治学院大学 法学研究 84』（明治学院大学法学会、2008年1月）所収）99～100頁。

<sup>27</sup> ペレイラ・前掲書 100頁。

<sup>28</sup> トルコはなぜ、ドイツ民法典やフランス民法典ではなく、スイス民法典の継受を選択したのであるか？この点については、当時、スイス民法典が最も新しい民法典であったこと、スイス民法典が男女平等を最もよく保証していたこと、ドイツ民法典は理解が困難であったこと、スイス民法典はより一般的な規定で裁判官の広い裁量を認めていたことが指摘されている（バシヤク・バイサル著「1926年以降のトルコの近代化における西欧法の継受 —特にスイス民法典の継受—」（奥田安弘ほか編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』（中央大学出版部、2014年）所収）104～105頁）。



1つであった。オーストリアは、歴史的・文化的にドイツとの関係が深い、オーストリア法はドイツ法とは異なる独自性も有する。オーストリアの「一般民法典」は、1811年に成立したものであり、世界最古の民法典の一つといわれている。全部で1502条あるが、他の欧州諸国の民法典と比べると、条文数が相対的に少ないといえる。オーストリア一般民法典の体系は、フランス民法典等と同じく、「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス方式」と呼ばれるものである。オーストリアは、その地理的な位置関係や上述のような歴史的な経緯から、中欧・東欧との繋がりが深く、これらの地域の国々に強い影響を及ぼしてきた。

例えば、スロベニアの法制度は、歴史的にオーストリア法の影響を長く受け続けてきた。スロベニアがオーストリア＝ハンガリー帝国領であった時代には、オーストリア法が直接適用されていた。しかし、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊後、スロベニアは、「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」の構成国となる等していた。ユーゴスラビアは各構成国・地域ごとに法制度が異なる状況を許容していたため、スロベニアにおけるオーストリア法の影響は事実上その後も続いた。1929年に成立したユーゴスラビア民事訴訟法は、オーストリア民事訴訟法とほぼ同じ内容であった。これは、オーストリア民事訴訟法が、当時、最も先進的と考えられていたためであった<sup>29</sup>。

クロアチアの法制度も、歴史的にオーストリア法等の影響を長く受け続けてきた。クロアチアは、従来より、法律家の多くがオーストリアに留学していたため、オーストリア法における法律概念が主に導入された。

また、セルビアで最初に法典化された民法典は、1844年に成立したものであるが、これは、フランス、オーストリア、オランダに次ぎ、ヨーロッパで4番目に編纂された民法典であった。とくに1811年オーストリア民法典を参考にして起草された。条文数は、1811年オーストリア民法典が1502か条であったのに対し、1844年セルビア民法典は950か条であったことから、1844年セルビア民法典は1811年オーストリア民法典の簡略版であるといわれることがある。1844年セルビア民法典は、1945年に「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立するまでの約100年間にわたり適用された<sup>30</sup>。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、1878年にベルリン条約によりオーストリア＝ハンガリー帝国の支配下に入った後は、一般民法典、裁判所法、刑法典、刑事訴訟法典及び民事訴訟法典等のように、オーストリア法の適用が拡大された。但し、オスマン・トルコ法、イスラム法、慣習法のほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ地域特別法（オーストリア＝ハンガリー帝

<sup>29</sup> アレッシュ・ガーリック著、出口雅久ほか訳「伝播、連続性そして変革の間でのスロベニア民事訴訟法」(『立命館法学 326号』(立命館大学法学会、2010年)所収)358～360頁。

<sup>30</sup> シーマ・アヴラモヴィチ著、松本英実訳「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」(『国際哲学研究 別冊4 <法>の移転と変容』(東洋大学国際哲学研究センター、2014年)所収)100～102頁。

国による併合後も、当該地域に適用されていた法令及び自治法)も共存していた<sup>31</sup>。

リヒテンシュタインの民法は、オーストリアの民法が基本とされている。即ち、1811年に成立したオーストリアの「一般民法典」が、修正されることなく、1812年にリヒテンシュタインで施行された。その後、リヒテンシュタインでは、1923年には物権法を、1926年には個人及び会社法を制定する等して、他の法律に置き換えられていった。とはいえ、今日でも、相続法、婚姻法、親子法及び債務法の大部分は、リヒテンシュタインで適用されている<sup>32</sup>。リヒテンシュタインの民事訴訟法典は、オーストリアの民事訴訟法典を基本としている。そして、リヒテンシュタインの民事訴訟実務においても、オーストリアにおける法律文献及び裁判所実務を参照することが多い<sup>33</sup>。

## 5 英国法の影響・継受

「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」(以下「連合王国」という)の領土は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド等から成る。連合王国の法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように3つの法域ごとに異なる<sup>34</sup>。日本で「イギリス法」とか「英国法」と呼ばれるのは、主に上記①の「イングランド及びウェールズ」の法体系を指すことが多い。本稿でも、この「イングランド及びウェールズ」(以下「英国」という)の法体系を、「英国法」ということとする。

ウェールズは、1536年に正式にイングランドに併合され、イングランドと同一の法体系が形成されるようになった。2006年ウェールズ政府法により、ウェールズ議会に独立した立法権が認められるようになったが、民事及び刑事の裁判所により形成された法体系は、イングランドとウェールズとで共通のままである。

スコットランドは、もともとはコモン・ローによる裁判が発達していたが、イングランドに対抗するためにフランスと同盟したり、多くの法曹がフランスやオランダに留学したりしたこと等から、次第に大陸法の影響が強くなっていった。しかし、1707年連合法(Act of Union 1707)により、スコットランドとイングランドは再び1つとなったことから、またコモン・ローの影響が強くなっている。このように、歴史的にコモン・ローと大陸法の両方

---

<sup>31</sup> 工藤繁裕著「両大戦間のユーゴスラヴィアの国家と法 ―ユーゴスラヴィア国制研究のために―」(『東京都立大学法学会雑誌 34-2』(東京都立大学法学会、1993年)所収) 160頁。

<sup>32</sup> ヴィルヘルム・ブラウネーダー著、堀川信一訳「ヨーロッパ私法典としてのオーストリア一般民法典」(『一橋法学 第10巻 第1号』(一橋大学大学院法学研究科、2011年)所収) 20頁・24頁。

<sup>33</sup> “Summary: Civil litigation in Liechtenstein”, SEEGER, FRICK UND PARTNER (2013)

<sup>34</sup> 海外領土や王室属領においても、独自の法体系が存在する。海外領土の例として、英領ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島は独自の法体系を有しており、タックス・ヘイブン(tax haven)として知られてきた。

の影響を受けていることが、今日のスコットランドの独特の混合法体系を形作っている。

アイルランドは、12世紀にイングランドによる侵略を受けたが、その後、アイルランドでも、古来の慣習を重視するコモン・ローによる裁判が根付くようになった。1920年のアイルランド統治法により、アイルランドは南北に分割され、アイルランド北部の6州は連合王国にとどまるが、南部の26州は違う道を歩み、1949年に「アイルランド共和国」として独立を果たすことになった。北アイルランドでは、アイルランド統治法により、広範な自主権が付与され、独自の法体系が確立されるようになった。

以上のように、連合王国では、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドという3つの地域が異なる法体系を有するが、これら3つの地域全てに適用される法律（「会社法」等）もある。

英国法は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、アメリカ合衆国（ルイジアナ州を除く）を初めとするコモン・ロー諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

アイルランドは、約800年に及ぶイングランドによる植民地化の影響により、古来の慣習を重視するコモン・ローによる裁判や先例拘束性の原則が根付くようになった。その結果、アイルランドの法体系は、英国の法体系の影響を強く受け、今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、アイルランドにおいて、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。但し、アイルランドの法制度の特徴的な点として、コモン・ローや先例拘束性の原則と同時に、成文憲法及び議会が制定した法律等も、法制度の重要な構成部分となっていることを指摘できる。

マルタの法制度は、その歴史的な経緯から、混合的な法制度となっている。即ち、マルタの法制度は、もともとはローマ法を基本としていた。1798年のナポレオンの侵攻によりフランス法の強い影響を受けたが、フランスの支配はたった2年で終わりを告げた。その後マルタは、英国による統治を160年以上受け続けたことから、英国の法制度の影響を強く受けた。英国は、マルタの大陸法に基づく基本的な法制度は維持しつつも、陪審制、証拠法則、裁判所組織等多くの点で英国法の制度や原理をマルタに導入した。1964年にマルタが独立した後も、このような混合的な法制度は、マルタ議会によりさらに発展し深化している。このように、マルタの法制度は、大陸法にルーツを有しながらも、英国法の特徴を多く取り入れたものとなっているといえる<sup>35</sup>。

キプロスは、1878年から1960年の独立まで英国の支配を受けていたため、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。とくにコモン・ローの内容を成文化し

---

<sup>35</sup> Noel Grima, The basics of the Maltese legal system (2015).

<http://www.independent.com.mt/articles/2015-04-13/books/The-basics-of-the-Maltese-legal-system-6736133706>

た「Chapters」が多数存在していた。例えば、契約法<sup>36</sup>、遺言・相続法、不動産法、刑法、刑事訴訟法等の「Chapter」がある<sup>37</sup>。独立後も、従前の法制度の大部分は残され、それは今日まで続いている<sup>38</sup>。1960年のキプロス独立までにキプロスで適用されていた英国の法律も、原則として（即ち、その後のキプロスの法律で変更・廃止された等の事情が無い限り）、法源となる。独立後は、英国の判例法には法的拘束力は無いが、キプロスの裁判所は、キプロスに適合的である限りにおいて、英国の判例法に従っている。よって、キプロスの民事訴訟手続は、英国の民事訴訟手続と非常に類似したものとなっている。

ジブラルタルは、英国海外領土（British Overseas Territory）の一つであり、イベリア半島の南東端に突き出た半島に位置している。ジブラルタルは、約3世紀にわたり英国の支配下にあり、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。ジブラルタルの1962年の「English Law Act」によると、ジブラルタル法が優先的に適用されない限り、英国のコモン・ローがジブラルタルに適用される。しかし、ジブラルタルには自治権が認められているため、ジブラルタル議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、ジブラルタル議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国の法令をモデルとしている<sup>39</sup>。成文化された法令等が無い場合、コモン・ロー及びエクイティも法源となる。英国の判例は、ジブラルタルにおいても、先例としての効力を有する。

マン島は、英国王室属領（Crown dependencies）の一つであり、グレートブリテン島とアイルランド島に囲まれたアイリッシュ海のほぼ中央に位置する。1765年に、「マン島購入法」により、英国がマン島の支配権を購入して以降は、英国の君主がマン島の領主となっている。このような経緯を経てきた結果、マン島は、連合王国の一部ではなく、また、主権国家でもないが、高度な自治権が認められており、独自の議会と政府を有するという特殊な地位を有するに至った。但し、マン島の外交と軍事は英国政府に委ねられていること、マン島の住民には英国の市民権が認められていること等にみられるように、実質的には英国と強い繋がりを有している。マン島の法制度は、英国のコモン・ロー等の法制度の影響を大きく受けている。例えば、契約法、不実表示及び不公正契約条項法、仲裁法、倒産法、婚姻事件法、授權法、ソリシター法、社会保障法及び都市計画法等は、マン島法が、既存の英国法とほぼ同じ内容で制定した例として挙げることができる<sup>40</sup>。但し、税法、会社法等については、

<sup>36</sup> 契約法（1959年版）の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://cypruslaw.narod.ru/CAP149CY.htm>

<sup>37</sup> <http://www.lawyers-cyprus.com/civil-law-in-cyprus>

<sup>38</sup> キプロス最高裁判所のウェブページ「LEGAL SYSTEM」。

[http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLLegSystem\\_en/DMLLegSystem\\_en?OpenDocument](http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLLegSystem_en/DMLLegSystem_en?OpenDocument)

<sup>39</sup> 「Gibraltar's Legal System」（Charles A Gomez & Co.）

<http://www.lawequitygibraltar.com/gibraltars-legal-system>

<sup>40</sup> 『Legal Aspects of Doing Business in Europe, Second Edition』（JURIS、2015年）IM-2頁。

マン島法と英国法との間には相違がある。

チャンネル諸島は、英国海峡のフランス沖合に位置しており、ガーンジー島、ジャージー島、オルダニー島、サーク島及びその他の島嶼で構成される。チャンネル諸島は、大きく、ガーンジー管区とジャージー管区に二分されており、それぞれ、独自の議会、自治政府及び法制度を有する。ガーンジーの法制度とジャージーの法制度は、類似はしているが、異なるものである。

ガーンジーは、連合王国には所属しておらず、連合王国の法制度は適用されないが、外交及び国防に関しては連合王国に委任しており、主権国家ではない。ガーンジーの法制度は、①10世紀から続くノルマンディー慣習法、②コモン・ロー、③制定法令等により形作られている。ノルマンディー慣習法は、ガーンジーがヴァイキングに支配されていた時代から存在していたものであり、現代でも、とくに不動産法の分野において、スカンジナビア慣習法の影響がみられる。ガーンジーにおけるコモン・ローが、英国法から大きな影響を受けてきたことはいうまでもない。英国及びコモンウェルス諸国の判決は、ガーンジーにおいても、説得力を有するものと取り扱われ、とくに、英国の最高裁判所の判決は、最高の権威性を有する。ガーンジー審議院で制定された法律であっても、その多くは、英国法を参考に策定されており、内容は非常に類似したものとなっていることが多い。ガーンジーの契約法は、18世紀にはフランス法の影響を受けたが、19世紀には英国法の影響を受けた。ガーンジーの不法行為法及び信託法は、英国のコモン・ローの影響を強く受けたものである。

ジャージーも、連合王国には所属しておらず、連合王国の法制度は適用されないが、外交及び国防に関しては連合王国に委任しており、主権国家ではない。ジャージーの法制度は、①10世紀から続くノルマンディー慣習法、②コモン・ロー、③制定法令等により形作られている。ノルマンディー慣習法<sup>41</sup>は、ジャージーがヴァイキングに支配されていた時代から存在していたものであり、現代でも、とくに不動産法及び相続法の分野において、スカンジナビア慣習法の影響がみられる。ジャージーにおけるコモン・ローが、英国法から大きな影響を受けてきたことはいうまでもない。英国及びコモンウェルス諸国の判決は、ジャージーにおいても、説得力を有するものと取り扱われる。ジャージー議会で制定された法律であっても、英国法を参考に策定され、類似した内容の規定となっていることが少なくない。ジャージーの裁判所による判決例については、英国におけるような「先例拘束性の原理」は採られていない。ジャージーの契約法は、18世紀にはフランス法の影響を受けたが、19世紀には英国法の影響を受けた。フランスで1804年に民法典が制定され、慣習法の重要性が低くなったことは、少なからず、ジャージーの契約法に影響を及ぼした。ジャージーの不法行為法及び信託法は、英国のコモン・ローの影響を強く受けたものである。1950年より前は、王立裁判所では、判決理由はあまり詳しく記載していなかった。しかし、1950年以降、英

---

<sup>41</sup> ノルマンディー慣習法については、道垣内弘人著「英国ジャージー島におけるノルマンディー慣習法の適用」(『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年)所収) 505～516頁がある。



国と同様に、判決理由を詳しく記載するようになった。また、従前、ジャージーの法律及び裁判では基本的にフランス語が使用されていたが、1950年代以降は英語が使用されるようになっていく。

## 6 EU法の影響・継受

前述したフランス・ドイツ・スイス・オーストリア・英国の法の継受とは異なり、EU法の継受は、EU加盟国はもちろん、EU加盟を目指す国にとって、必ず受諾しなければならないものである点で、性質が大きく異なる。

EUに加盟するためには、加盟交渉の中で、加盟条件を満たしていることが認められる必要がある。EUへの加盟条件は、①政治的条件（人間の尊厳、自由、民主主義、平等及び法の支配の尊重、並びに少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重を遵守していること）、②経済的条件（域内市場が円滑に機能するための前提として要求される、ある程度の経済的な発展）、及び③既得事項（フランス語では「Acquis Communautaire」（アキ・コミュニテール）という）の受諾（EUが現在までに発展させてきたEU法の蓄積を無条件で受け入れること）の3つである<sup>42</sup>。EUに新たに加盟しようとする国は、上記の加盟条件を満たすために、長い時間をかけて、国内の憲法・法令の制定・改廃等を行うことになる。もちろん、EU加盟後も、加盟国はEU規則を遵守し、EU指令の内容を国内法に取り入れて立法等の措置をとらなければならない。

近時、東欧諸国はこぞって「欧州への回帰」を目標にEU加盟を目指してきた。そして、EU加盟の条件を満たすために、国内の憲法・法令の制定・改廃等を迅速かつ大規模に行うことに尽力してきた。

例えば、クロアチアは、1991年の独立後、「欧州への回帰」を目指し、新しい経済秩序をできるだけ迅速に構築するため、時間がかかる民法典の制定ではなく、緊急度・必要度の高い個別の法律の制定を急いだ。旧ユーゴスラビアで適用されていた社会主義的立法は廃止され、代わりに、個人主義、私的自治の原則等に基づく新しい法制度がオーストリア、ドイツ、スイスから導入された<sup>43</sup>。クロアチアがEU加盟交渉を開始してからは、法制度のEU化が加速化し、2013年7月にEUに加盟した。クロアチアのEU加盟申請は2003年2月であったが、EUに加盟するために法制度の大幅な改正を行ってきたにもかかわらず、加盟が認められるまで10年以上を要したことになる。このようにクロアチアのEU加盟が遅れた理由は、①クロアチアの旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY)）に対する協力（ユーゴ紛争時の戦犯の引渡し）が不十分であったこと、②クロアチアの司法制度の整備（汚職及び訴訟遅延への対策）が遅

<sup>42</sup> 中西優美子著『法学叢書 EU法』（新世社、2012年）86頁。

<sup>43</sup> タチアナ・ヨシポヴィッチ著「EU法の諸原則と国内私法の発展 —2013年7月1日に28番目の加盟国となったクロアチア—」（奥田安宏ほか編『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』（中央大学出版部、2014年）所収）59～60頁。

れていたこと、③クロアチアとスロベニアとの間で海域についての境界画定問題が存在していたこと等があったが、いずれも一定の改善がみられたことから、EU加盟が認められた。

## 7 私見

「法の継受」は、「法制度」の継受だけでなく、「法律用語」の継受も含む。明治期の日本は主にドイツ法を継受したため、日本の法制度や法律用語の多くは、ドイツ法のものにそっくりである。戦後の日本は米国法の影響を強く受けたが、ドイツ法的な法制度や法律用語の基盤の上に、異質な米国の法制度や法律用語はそのままでは継受しにくい面があると思われる。例えば、「good will」、「passing off」、「trade dress」等のような一部の英米法上の法律概念は、日本語に翻訳すること自体が困難であり、日本法に適切に位置付けることも困難である。その意味で、近代国家形成期の初めに、どの国から「法の継受」を受けたかは、その国の法制度及び法律概念のあり方を決定づける極めて重要な事柄であると思われる。

## IV 欧州の一部の国が直面している問題

### 1 国内における複数の言語・民族をめぐる対立と調整

欧州では、国内に複数の民族を抱えている国、公用語が複数の言語になっている国、国民の大多数がマルチリンガルである国が非常に多い。このように国内において複数の言語・民族を抱えている国では、言語・民族をめぐる利害を調整し対立を事前に予防する必要があるが、それは、言語・民族の面での少数者を保護するという面を有すると同時に、場合によっては、国家分裂の危険性を内包するものである。ここでは、ベルギーとキプロスを例に取り上げ、いかに言語・民族をめぐる利害調整と対立予防に腐心しているかを紹介したい。

#### (1) ベルギー

ベルギーは、EUの原加盟国の1つであり、首都ブリュッセルには、EUの諸機関が置かれている（欧州委員会、欧州連合理事会事務局）。また、欧州議会の会議場もあり、3万人以上の欧州連合職員が勤務していること等から、ブリュッセルは事実上の「ヨーロッパの首都」と呼ばれている。このようなベルギーの言語問題は国家の分裂・崩壊につながりかねないほど重要な問題であり、それだけに、各言語の話者を平等に取り扱うことについて、異常なまでに神経を尖らせている。

ベルギーの国土は、公用語の違いにより、北部のフランデレン地域（オランダ語）、南部のワロン地域（フランス語）及びブリュッセル首都圏地域（フランス語とオランダ語）に大きく分けられる（ほかに、フランス語とドイツ語が公用語となっている地域もある）。オランダ語圏とフランス語圏の言語をめぐる対立により、1993年に連邦制に移行したが、現在に至っても言語をめぐる問題が完全に解決したというわけではない。

ベルギー憲法を貫く特色は、「言語」問題にある。言語をめぐる対立を止揚するための様々

な仕掛けが、ベルギー憲法には組み込まれている。そのことは、とくに、ベルギー独特の連邦制に表れている。即ち、ベルギーは、3つの共同体（フランス共同体、フラマン共同体及びドイツ語共同体）から構成される（2条）とともに、3つの地域圏（ワロン地域圏、フラマン地域圏及びブリュッセル地域圏）から構成される（3条）。さらに、4つの言語地域（フランス語地域、オランダ語地域、ブリュッセル首都二言語地域及びドイツ語地域）から構成される（4条1項）ことも規定されている。共同体は、文化、教育、人間らしい生活、言語の使用等に関わる事項について管轄する。地域圏は、国土開発、環境・治水、農村開発・自然保護、住宅、農業政策等について管轄する<sup>44</sup>。共同体と地域圏は、それぞれ、執行部と議会を有する。

ベルギーの連邦議会は「二院制」である。下院及び上院の各議院の議員は、フランス言語グループとオランダ言語グループに分けられる（43条セクション1）。前述した4つの言語地域の境界は、「各議院の各言語グループ構成員の過半数が出席し、かつ二つの言語グループでの賛成投票総数が投票の三分の二に達することを条件として、各議院の各言語グループにおける過半数で可決された法律による」という厳しい条件によらなければ、変更又は訂正をすることができない（4条3項）。同様の厳しい条件は、共同体及び地域圏の権限（35条2項）、下院及び上院の権限（77条2項）等に関する法律の制定の場合にも必要とされる。また、「警鐘手続」（予算及び特別多数を必要とされる法律の場合を除き、政府提出又は議員提出の法案の規定が共同体間の関係を重大に損なう性質のものであることを宣言する動議が提出された場合、当該法案の議事手続は停止され、内閣が30日以内に理由を付して意見を述べるとともに、関係議院に対し当該意見又は法案について判断を下すよう要請するという手続）における動議の提出には、1つの言語グループの4分の3以上の議員による署名が必要とされる（54条）。

内閣は、最大15名で構成されるところ、首相を除いて、オランダ語系大臣とフランス語系大臣は同数でなければならない（99条）。

以上のとおり、ベルギー憲法は、フランス語とオランダ語の各言語の話者を平等に取り扱う法制度を構築している。しかし、そのような法制度があることにより、かえって、各言語の話者の間で不公平感を生むことにもなりかねない。将来にわたってベルギーのそのような法制度が維持できるものなのか否かが注目される。

## （2）キプロス

キプロス憲法の最大の特徴は、ギリシャ系共同体とトルコ系共同体を分け、少数派であるトルコ系共同体の権限を保障すること（例えば、大統領はギリシャ系共同体から、副大統領はトルコ系共同体から選出される等）により、両者のバランスをとって国家の安定を図ろうとしていることにある。ここにいう「ギリシャ系共同体」は、ギリシャ人の出自を持ち、ギ

---

<sup>44</sup> 『諸外国の憲法事情 一2一』（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2002年）63頁。

リシャ語を母語とし、ギリシャの文化・伝統を有し又はギリシャ正教会の教徒である共和国国民からなる（2条1項）。また、「トルコ系共同体」は、トルコ人の出自を持ち、トルコ語を母語とし、トルコの文化伝統を有し又はイスラム教徒である共和国国民からなる（2条2項）。ギリシャ系共同体とトルコ系共同体のバランスをとろうという姿勢は、キプロス憲法の随所に一貫してみられる特徴であり、例えば、以下のような規定もある。公用語は、ギリシャ語及びトルコ語である（3条1項）<sup>45</sup>。ギリシャ系共同体とトルコ系共同体のそれぞれにおいて、それぞれの祝日を祝うこととされている（5条）。公務員総数の70%はギリシャ系から、30%はトルコ系から任命される（123条1項）。軍隊の隊員総数は2,000名であるが、隊員総数の60%はギリシャ系から、40%はトルコ系から任命される（129条1項）。警察官総数の70%はギリシャ系から、30%はトルコ系から任命される（130条1項）。

憲法1条によると、大統領はギリシャ系から、副大統領はトルコ系から、それぞれの共同体により選出されることとされている。憲法46条によると、行政権は大統領と副大統領が行使し（1項）、大統領が指名したギリシャ系閣僚7名と、副大統領が指名したトルコ系閣僚3名からなる内閣を組織し（2項）、外務、防衛、財務の閣僚のいずれかは、トルコ系から任命されることとされている（3項）。しかし、1964年以降、これらの規定は形骸化している。

他にも、ギリシャ系とトルコ系のバランスを図るための憲法上の規定は多数存在するが、一つの国家において複数の民族・共同体のバランスを図ろうとすることの難しさを思い知らされる。

### （3）私見

一つの国家において異なる言語・民族グループの出身者の人数を憲法で定めてバランスをとろうという試みは、国民を納得させ無用の対立を避けるという意味で十分理解できることである。

しかしながら、憲法で配慮されていない少数者の利益はどうなるのか（例えば、キプロスにおいて、ギリシャ系でもトルコ系でもない者はどのように取り扱われるのか）等の問題が残されている。また、時間の経過により人口構成が変動した場合、割当て議員等の人数のバランスを再調整しようとする、どのようにバランスを図るかについて再度対立が生じ、国家の安定を脅かす可能性があるのではないかと懸念される。

筆者には、対立の火種を抱えたまま、問題を先送りしているだけのように思われるのである。

## 2 「欧州への回帰」を目指す中東欧諸国の旧ソ連・ロシアに対する警戒感の強さ

ソ連崩壊後の中東欧諸国のほとんどは、「欧州への回帰」を目指して、西欧型の新たな法律制度を構築しようとしてきた（唯一の例外は、ベラルーシである）。そして、それら中東欧

---

<sup>45</sup> キプロスでは、実際には、英語もよく使用されている。

諸国の多くの国の法制度では、旧ソ連・ロシアに対する警戒感の強さが看取される。本稿では、バルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）を例にとって紹介する。

### （１）「欧州への回帰」の動き

バルト三国は、いずれも、旧ソ連の構成共和国となっていたが、ソ連崩壊により 1990 年に独立を宣言し、「欧州への回帰」を目指し、NATO 及び EU への加盟を果たした。いずれの国でも、ソ連の構成国に組み入れられた後はソ連法が適用されたが、ソ連からの独立を果たした後は西欧先進資本主義諸国の法制度を参考に、西欧型の新たな法制度を構築してきた。例えば、リトアニア独立後、2000 年に新しい民法典が制定され、2001 年から施行されているが、この新しいリトアニア民法典は、1992 年オランダ民法典、1991 年ケベック民法典、フランス・ドイツ・スイスの古い民法典、国際統一契約法等のヨーロッパ法及び国際法の影響を受けたといわれている<sup>46</sup>。また、とくに最近では、EU 法の影響が強くなっている。

### （２）旧ソ連・ロシアに対する強い警戒感

バルト三国のいずれの国の法制度においても、旧ソ連・ロシアに対する強い警戒感が看取される。

例えば、ラトビアでは、ラトビアの現行の法制度と、ソ連がラトビアに侵攻した「1940 年 6 月 17 日」以前の法制度との間には、法的連続性があり、侵攻以前の憲法をはじめとする法制度は、今日のラトビアにおいても基本的に有効だと考えられている。言い換えると、ソ連がラトビアに侵攻し 1940 年に行った「編入」は違法であり、その後の社会主義の下での法制度は無効であり、法的には、「編入」より前のラトビアの国家的独立性は現在まで継続しているということである<sup>47</sup>。上述のように、1940 年のラトビアのソ連への「編入」は法的には無効であるとの考え方から、独立後のラトビアは、1922 年憲法典を、法的には現在まで継続しているものとして、事実上復活させた。

また、ラトビアの国会は、2014 年 5 月 15 日、ナチス・ドイツ及びソ連によるラトビア侵略を公的に否定することを犯罪とするため、刑法改正を可決した。これによると、当該犯罪を行った者は、最長で 5 年の禁固刑に処される可能性がある。第 2 次世界大戦及びそれに引き続くソ連による支配の歴史は、ラトビアの人々にとって、決して忘れてはならないことなのであろう。

### （３）自国内に居住し続ける大量のロシア系住民への対処の問題

バルト三国では、戦争による被害、国外逃避、もとの住民たる自国民がソ連によりシベリ

---

<sup>46</sup> 埴陽子著「リトアニア家族法」（『撰南法学 第 29 号』（撰南大学法学部、2003 年）所収）155 頁。

<sup>47</sup> 河原祐馬著「ラトヴィアにおける市民権問題の現状と課題」（『愛媛法学会雑誌 26 巻 3・4 号』（愛媛大学法学会、2000 年）所収）145 頁。



アへ集団追放されたこと、ロシア系移民の大量流入等により、自国民の比率が低下するとともに、ロシア系移民の比率が増大していった。その結果、バルト三国では、自国内に居住し続ける大量のロシア系住民への対処という困難な問題に直面している。

例えば、エストニアの公用語はエストニア語であるが、エストニア語の使用率は約 67%であるのに対し、ロシア語の使用率は約 30%にのぼっている<sup>48</sup>。現在、エストニアの居住者人口の約 26%がロシア系住民である<sup>49</sup>が、とくにロシア系住民をはじめとする移民への市民権付与に関しては、困難な問題が生じている。即ち、エストニアは、1991年の独立後、ソ連がエストニアに侵攻した「1940年6月17日」までにエストニア国籍を有していた者とその子孫及びその日以前にエストニアに居住していた者に限定して、エストニアの国籍を認めることとした。その結果、旧ソ連時代にエストニアに移住してきた大量のロシア系住民は、エストニア国籍は認められないこととなった。その結果、エストニア語を話せず、帰化の条件を満たせないロシア系住民は、エストニア国籍を得ることができず、無国籍者となった。このように、エストニアは、「時間をソ連侵攻前まで巻き戻す」という政策を採ったことにより、国内に大量の無国籍者を生じさせたわけであるが、このような無国籍者の存在は、EU加盟にあたって問題とされた。エストニアは、早期にEU加盟を実現するため、エストニア国籍の取得条件を緩和した。但し、現在でも、大量の無国籍者がエストニア国内に居住している。エストニア人のロシアに対する警戒感・反感は根強く存在しており、とくに、最近のウクライナ情勢の動向に鑑み、ロシア系住民の多い地域を持つエストニアにおいても、警戒感が広がっている<sup>50</sup>。

## V 小国・小地域の生き残り戦略

欧州における小国・小地域は、その生き残りのため、さまざまな戦略を採っている。その多くは、タックス・ヘイブン（租税回避地）として有名であり、例えば、法人税が存在しない又は著しく低額となっている等の特色がみられる。タックス・ヘイブンには世界中から資金が押し寄せて来るため、金融機関が多く設立され、「オフショア金融センター」として機能しているところもある。また、自動車やバイクのレースを開催する等して観光業に力を入れているところもあれば、オンライン・カジノが発達しているところもある。多くの小国・小地域は、事実上、近隣の大国の庇護の下にあるため、軍隊を持つ必要性が無いというメリットを享受している。

このように小国・小地域がさまざまな生き残り戦略をとる理由としては、①もしそうしなければ大国に取り込まれてしまうという危機感が強いこと、②小国・小地域であるため思い

<sup>48</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』（二宮書店、2014年）335頁。

<sup>49</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』335頁。

<sup>50</sup> ちなみに、エストニアでは、ソ連の「鎌と槌」及びナチス・ドイツの「鉤十字」の使用が法律上、禁止されている。

切った法制度の変革を行いやすいこと、③大国のようにしがらみや失うものがあまり無いこと等の事情を挙げることができると思われる。

但し、最近では、脱税やマネー・ローンダリングに対する国際的規制が強化される傾向にあり、小国・小地域の生き残り戦略も難しい局面に差し掛かっているといえよう。

## 1 ルクセンブルク

現在のルクセンブルクの人口は約 50 万人であるが、一人あたり GDP は長年トップクラスを維持している。人口の約 40%は外国人で占められている。ルクセンブルクにおける給与所得人口のうち、隣国（即ち、ベルギー、フランス及びドイツ）からの越境通勤者が約 45%を占めている<sup>51</sup>。

以前は鉄鋼業が主な産業であったが、1970 年代から金融・保険業が発達し、スイスとともに、欧州有数の金融センターとなった。ルクセンブルクで金融業が発達した理由としては、①預金者の取引の源泉税やキャピタルゲイン課税を免除する優遇税制、並びに②預金者の秘密を厳格に保護する法制度等が挙げられる。また最近では、情報通信業や放送業も急成長している。ルクセンブルクに欧州拠点を置いているグローバル企業は数多くある。例えば、Amazon、eBay、iTunes、Skype のほか、日本の楽天が欧州拠点をルクセンブルクに置いている。とくに多くの電子商取引関連企業がルクセンブルクに拠点を置いている理由としては、ルクセンブルクでは世界に先駆けて電子商取引に関する立法及び制度の整備が行われたこと、ルクセンブルクは欧州の中心に位置しており物流上有利であること、ルクセンブルクでの税負担が欧州における最低水準であること等が挙げられる。

## 2 リヒテンシュタイン

リヒテンシュタインは、スイスとオーストリアには含まれた立憲君主制国家である。国土の面積は小豆島ほどであり、人口は約 37,000 人しかいない。

リヒテンシュタインは、従来から、タックス・ヘイブンとして有名であり、低い法人税や厳格な銀行の秘密保護義務等のリヒテンシュタインの特質が、外国の企業や富裕層の個人の関心を強く引き付けてきた。その結果、自然人の人口よりもペーパーカンパニー等の法人の数の方が多いとも言われてきた。しかし、2009 年以降、より透明性の高いルールに移行する姿勢を示してきている。

外国の企業や富裕層の個人によりよく利用されるものとして、財団や信託がある<sup>52</sup>。財団は、企業と信託の両方の特徴を兼ね備えた法人を指す。公益ではなく私益の追求を目的とする一般財団は、1926 年制定の個人及び会社法により認められるようになったものであり、リヒテンシュタインの法制度の大きな特徴である。最低出資金額は 3 万スイス・フラン/5

<sup>51</sup> 『ルクセンブルク大公国 徹底解説』（ルクセンブルク政府広報局、2012 年）19 頁。

<sup>52</sup> <http://www.oneworldweb.net/CMSPages/GetFile.aspx?guid=688e21b0-c6d3-4cae-b6fd-1c7ec9ace981>

万ユーロ／5万米ドルである。信託は、アングロ・サクソンの法制度がリヒテンシュタインに取り入れられたものであり、とくに欧米の富裕層により、よく利用されている。

### 3 モナコ

モナコは、フランス南東部の保養地コート・ダジュールの地中海沿いに位置する立憲君主制国家である。国土の面積は2平方キロメートルであり、バチカンに次いで世界第2の小国である。国土の陸地部分は全てフランスに接しており、公用語はフランス語である。モナコは人口約37,000人の小さな国であるが、従来から、低い法人税や厳格な銀行の秘密保護義務等のモナコの特徴が、外国の企業や富裕層の個人の関心を強く引き付けてきた。観光業やカジノ産業による税収が十分であることから、モナコには、個人居住者に対する所得税が無く<sup>53</sup>、タックス・ヘイブンとして有名であり、世界中から多くの富裕層（実業家だけでなく、F1レーサーやスポーツ選手等を含む）が移住してきた。そのため、国外の多くの銀行がモナコに進出しており、金融業も発達している。

### 4 アンドラ

アンドラは、フランスとスペインに挟まれたピレネー山脈の谷間にある内陸の小国である。公用語はカタルーニャ語であるが、スペイン語、フランス語及びポルトガル語も用いられている。国土の面積は468平方キロメートルであり、種子島より少し広い程度である。人口は約81,000人であるが、アンドラ国籍の者は約37%しかおらず、スペイン人、フランス人、ポルトガル人等の外国人が多く居住している。また、年間約1200万人もの観光客が訪れる。

アンドラはスキーリゾートとして有名であり、観光業が発達している。また、従来は法人税及び個人所得税が無く、銀行秘密が厳格に保護されていたため、タックス・ヘイブンとして、世界中から多くの富裕層を引き付けてきたが、最近では税制改革が行われ、法人税及び個人所得税が導入された。

アンドラの憲法は1993年2月に総評議会でも可決され、同年3月に住民投票の賛成多数により承認された。アンドラが憲法を制定するに至った背景には、EUの存在があったといわれている。即ち、「小国がEUの中で生き延びて行くためには、国家として、また欧州の一員として承認されることが必要であった。そのため憲法を制定し、主権を共同元首から国民に取り戻し、正式な国の形態を取った」ということである<sup>54</sup>。

なお、アンドラには、小規模な警察組織はあるものの、フランス及びスペインに囲まれているため、軍事組織を有しない。

---

<sup>53</sup> 但し、1957年以降にモナコに移住したフランス人は、フランス政府に納税する義務がある。

<sup>54</sup> 滑川憲一著「一九九三年、憲法をもったアンドラ公国」(『レファレンス 第45巻第10号』(国立国会図書館調査立法考査局、1995年) 37頁。

## 5 サンマリノ

サンマリノは、イタリア半島中東部にある内陸の小国である。公用語はイタリア語である。国土の面積は 61 平方キロメートルであり、ニューヨークのマンハッタン島と同じくらいである。人口は約 33,000 人であるが、サンマリノは消費税が無い買物天国であることから、国外から年間約 300 万人以上もの観光客が訪れる。サンマリノは、周囲をイタリアに囲まれているため、歴史的・地理的・経済的に、イタリアとの関係が強い。イタリアはサンマリノに対し、通信や郵便等の運営協力を行っている<sup>55</sup>。イタリアとの通貨・関税政策の同一歩調の見返りとして、サンマリノはイタリアから財政援助を受けている。

サンマリノの法人税率は 17%と比較的 low 率であることから、外国からの投資が多い（ちなみに、イタリアの法人税率は 27.5%である）。

なお、サンマリノには、小規模な警察組織はあるものの、国土の周囲をイタリアに囲まれているため、軍事組織を有しない。

## 6 キプロス

キプロスの主要産業は、観光業と金融業である。かつては低税率のタックス・ヘイブンとして知られ、法人税率が 4.25%であったが、EU加盟にあたり 10%に引き上げ、現在でもユーロ圏内で最も低い 12.5%となっている。キプロスは 45 か国以上の国と租税条約を締結していること、英語が通じ英国の弁護士・会計士が多いこと等から、EU加盟後のキプロスには多数の持株会社・投資会社が設立された。

キプロスはとくにロシアとのビジネス上の関係が強く、キプロスは、欧米企業がロシアに投資する際の拠点となり、また、ロシア企業が EU に投資する際の拠点ともなった。

しかし、キプロスの金融・財政は、ギリシャ債務危機の影響により深刻な影響を受けた。キプロス政府は 2012 年に EU 及び IMF に支援を要請し、2013 年にキプロスへの支援が決定された。キプロス政府は、支援を受けるにあたり、銀行預金への課税及び銀行の臨時休業という強硬策を打ち出したが、キプロス代議院の反対により否決された。また、キプロス政府の上記政策に反発するロシア企業等がキプロスに有していた資金を他の国・地域に移転するという動きもみられた。しかし、最近では、英国の EU 離脱問題をきっかけに、EU 外の外国企業の投資をキプロスに呼び込もうという動きがある<sup>56</sup>。

## 7 ジブラルタル

ジブラルタルには、譲渡税、相続税、付加価値税が無く、法人税率は 10%である。銀行

---

<sup>55</sup> 外務省「サンマリノ共和国基礎データ」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sanmarino\\_r/data.html#section2](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sanmarino_r/data.html#section2)

<sup>56</sup> <http://www.eurofast.eu/global/newsm/1123-brexit-continue-doing-business-as-you-did-before>

取引の内容は法律により秘匿されること等から、国外からの投資によりジブラルタル法人が数多く設立されている<sup>57</sup>。また、個人所得税率は最高 40% となつてはいるが、富裕層を対象とした「High Net Worth Individual Status」(HNWI) という制度があり、純資産 200 万ポンド以上を有し、居住不動産を所有又は賃借している等の条件を満たした場合、所得税額の上限は 29,880 ポンドとなる<sup>58</sup>。

英国が EU 加盟国であることから、ジブラルタルも EU の一部であるといえる<sup>59</sup>。英国の EU 離脱の是非を問う国民投票 (2016 年 6 月 23 日実施) において、英国本土では離脱派が勝利したものの、ジブラルタルでは 96% が EU 残留支持という結果であった。このことから、ジブラルタルでは、今後、EU との関係性をどのようにすべきかが、現在、大きな議論となっている。

ジブラルタルでは、2005 年の「賭博法」(Gambling Act) により、認可を受ければ、オンライン・ギャンブル事業を行うことができる。実際、ジブラルタルは、今や、オンライン・ギャンブルの一大拠点となっている。オンライン・ギャンブルは、ジブラルタルの GDP の 20%、雇用の 13% を占めている<sup>60</sup>。ジブラルタル政府は、オンライン・ギャンブル事業会社にライセンスを付与し、監督を行っている。

## 8 マン島

マン島には、譲渡税、相続税、キャピタルゲイン税、印紙税が無く、所得税率は 10~20% (非居住者は一律 20%) であり、法人税率は (一部の例外はあるものの) 0% である。マン島においては、とくに、企業・企業グループが自社・自社グループのリスクのみを引き受けさせるために子会社として設立するキャプティブ保険会社が多数設立されている。

## 9 ガーンジー

ガーンジーは、タックス・ヘイブン、オフショア金融センターとして世界的に有名である。ガーンジーには、数百の金融機関が存在し、労働力の 20%、総生産の 40% 超を占めている。法人の法人税率は、原則として 0% である (銀行は 10%、ガーンジーの土地建物から所得を得る法人は 20%)。贈与税、売上税、付加価値税、キャピタルゲイン税、相続税等は存在しない。個人所得税の税率は、原則として 20% で、上限は総額 22 万ポンド (国外源泉分の上限は 11 万ポンド、国内源泉分の上限は 11 万ポンド) とされている<sup>61</sup> ことは、富裕層のガーンジーへの移住のインセンティブとなってきた。

<sup>57</sup> 『エピソードで読む 世界の国 243』(山川出版社、2016 年) 170 頁。

<sup>58</sup> 木村昭二著『終身旅行者 PT』(パンローリング、2012 年) 272~273 頁。

<sup>59</sup> 但し、ジブラルタルは、英国と同様、ユーロを採用していない。

<sup>60</sup> 「自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック (2016 年 7 月)」7 頁。

[http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/07/Gib\\_Jul\\_2016.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/07/Gib_Jul_2016.pdf)

<sup>61</sup> SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, GUE-10,11.



## 10 ジャージー

ジャージーは、タックス・ヘイブン、オフショア金融センターとして世界的に有名である。ジャージーには、51の銀行が存在し、2007年における金融サービス従事者が13,300人（ジャージーの全労働力の23%）、GVA（Gross Value Added）の53%を占めている<sup>62</sup>。ジャージー法人の法人税率は、原則として0%である（銀行は10%、一部の特定の法人は20%）。キャピタルゲイン税、相続税等は存在しない。商品・サービスにかかる間接税率は5%である。個人所得税の税率は一律20%とされている<sup>63</sup>。これらのことは、従来、富裕層のジャージーへの移住のインセンティブとなってきた。しかし、ジャージーは、海外からの移住に対する規制が厳しく、移住が認められるためには、1年間あたり12万5000ポンドの納税を行うことを税務官に証明する必要がある<sup>64</sup>。

## VI おわりに

「世界の法制度〔欧州編〕」の執筆のエネルギーとなったのは、一言で言えば、「好奇心」であり、それ以上でもそれ以下でもない。ただ、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

欧州の法制度は、現在も大きく変化し続けている。例えば、英国のEU離脱は、英国の法制度に対してはもちろん、EU及び他のEU加盟国の法制度に対しても影響を及ぼす可能性がある。今後も、欧州の法制度の動向には、引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.2』、『同 Vol.45 No.3』、『同 Vol.45 No.4』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第53回 総括（1）」、「世界の法制度〔欧州編〕第54回 総括（2）」、「世界の法制度〔欧州編〕第55回 総括（3）」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>62</sup> 『タックス・ヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』（社会安全研究財団、2010年）64～65頁。

<sup>63</sup> SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-151～161.

<sup>64</sup> 木村昭二著『終身旅行者 PT』（パンローリング、2012年）260頁。